

●男女の意識について

◇問8 「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方がありますが、あなたはその考え方をどのように思いますか。（〇は1つだけ）

- 1、賛成
- 2、反対
- 3、どちらともいえない
- 4、わからない

◇問9 あなたは、次の「a～f」のような項目で男女の地位は平等になっていると思いますか。（〇はそれぞれ1つずつ）

項目	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
a 家庭生活	1	2	3	4	5	6
b 職場	1	2	3	4	5	6
c 学校教育の場	1	2	3	4	5	6
d 政治の場	1	2	3	4	5	6
e 法律や制度上	1	2	3	4	5	6
f 社会通念・習慣・しきたり	1	2	3	4	5	6

◇問10 あなたの地域についておたずねします。（〇はいくつでも）

- 1、役員や催し物の企画等の決定は、主に男性がする
- 2、集会などにおいては、男性が上座に座る
- 3、祭りや葬儀などは、男性が取り仕切る
- 4、集会でのお茶くみ・調理等は、女性がする
- 5、上記のようなことはない
- 6、その他（具体的に _____ ）

◇問11 家事、育児、介護等への男性の参加を進めるために必要なことはどのようなことだと思いますか。（〇はいくつでも）

- 1、男性自身の抵抗感をなくすこと
- 2、女性の抵抗感をなくすこと
- 3、夫婦や家族間でコミュニケーションをよくはかること
- 4、職場の中で理解を深め、支援すること
- 5、勤務時間の短縮や休暇制度を普及し、仕事以外の時間を多くもてるようにすること
- 6、社会の中でその評価を高めること
- 7、国や地方自治体などの研究等により、技能を高めること
- 8、仲間（ネットワーク）づくりを進めること
- 9、仕事との両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること
- 10、その他（具体的に： _____ ）

◇問12 現在、結婚している方（事実婚を含む）におたずねします。

*****それ以外の方は、問13へ*****

あなたの家庭では、役割分担をどのようにしていますか。

（〇はa～jについて、「①現状」の1～6で1つずつ、「②理想」の1～6で1つずつ）

項目	「①現状」（1～6で〇1つずつ 計10個）					
	主に夫	主に妻	夫婦共同	主に父	主に母	その他
a 食料品等の買い物	1	2	3	4	5	6
b 食事のしたく	1	2	3	4	5	6
c 食事の片づけ	1	2	3	4	5	6
d 掃除・洗濯等	1	2	3	4	5	6
e 乳幼児の世話・育児	1	2	3	4	5	6
f 子どもの教育としつけ	1	2	3	4	5	6
g PTAへの出席	1	2	3	4	5	6
h 町内行事等の参加	1	2	3	4	5	6
i 高齢者の世話・介護	1	2	3	4	5	6
j 家計の金銭管理	1	2	3	4	5	6
項目	「②理想」（1～6で〇1つずつ 計10個）					
	主に夫	主に妻	夫婦共同	主に父	主に母	その他
a 食料品等の買い物	1	2	3	4	5	6
b 食事のしたく	1	2	3	4	5	6
c 食事の片づけ	1	2	3	4	5	6
d 掃除・洗濯等	1	2	3	4	5	6
e 乳幼児の世話・育児	1	2	3	4	5	6
f 子どもの教育としつけ	1	2	3	4	5	6
g PTAへの出席	1	2	3	4	5	6
h 町内行事等の参加	1	2	3	4	5	6
i 高齢者の世話・介護	1	2	3	4	5	6
j 家計の金銭管理	1	2	3	4	5	6

●防災について

◇問13 地域や職場での防災活動（避難訓練や備蓄など）への参画について、あなたはどのように思いますか。（〇は1つだけ） ※参画とは、事業や政策に計画段階から加わることです。

- | | |
|---------------|----------------|
| 1、積極的に参画したい | 2、頼まれれば参画してもよい |
| 3、できれば参画したくない | 4、頼まれても参画したくない |
| 5、その他（具体的に | ） |

◇問14 地域や職場での防災活動（避難訓練や備蓄など）について、女性の意見（女性の観点）が必要だと思えますか。（〇は1つだけ）

- | | | |
|------------|----------|-------------|
| 1、そう思う | 2、ややそう思う | 3、あまりそう思わない |
| 4、全くそう思わない | 5、わからない | |

◇問15 被災後の避難所生活等について、女性の意見（女性の観点）が必要だと思いますか。

（〇は1つだけ）

- 1、そう思う 2、ややそう思う 3、あまりそう思わない
4、全くそう思わない 5、わからない

●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について



仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは！

国民一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会とされています（内閣府）。

◇問16 あなたの現在の就業状況は、次のどれにあたりますか。（〇は1つだけ）

- 1、卒業して以来、継続して働いている
2、卒業してから働いていたが、病気・結婚・育児（出産）などの理由から一時やめ、また働いている
3、卒業してから働いていなかったが、その後、働いている
4、卒業してから働いていたが、病気・結婚・育児（出産）などの理由から仕事をやめた
5、卒業してから働いていたが、病気・結婚・育児（出産）以外の事情でやめた
6、これまで仕事に就いたことがない（学生を含む）
7、定年退職等により、現在は働いていない
8、その他（具体的に： _____)

◇問17 現在、働いている方におたずねします。

あなたの職場で実際にあるものはどれですか。

（〇は、a～hについて、「①現状」の1～3で1つずつ、「②理想」の1～3で1つずつ）

項目	①現状（1～3で〇1つずつ 計8個）			②理想（1～3で〇1つずつ 計8個）		
	ある	ない	わからない	改善すべき	今のままでよい	わからない
a 男性にはないが女性にだけ制限がある	1	2	3	1	2	3
b 女性だけがお茶くみ、清掃などを行う	1	2	3	1	2	3
c 女性は結婚したら退社する慣習がある	1	2	3	1	2	3
d 女性は出産（妊娠）したら退職する人が多い	1	2	3	1	2	3
e 重要な業務には、女性が少ない	1	2	3	1	2	3
f 産休や育児休暇を取得する女性への評価が低い	1	2	3	1	2	3
g 男性は育児休暇を取得しにくい	1	2	3	1	2	3
h 女性は仕事よりも家事を優先する	1	2	3	1	2	3

◇問18 現在、働いていない方におたずねします。 *****それ以外の方は、問20へ*****
あなたは、今後のご自身のことについてどのようにお考えですか。（〇は1つだけ）

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| 1、すぐに働きたいので、現在、就職活動を行っている | 2、すぐに働きたいが、まだ就職活動を行っていない |
| 3、将来働きたい | 4、働くつもりはない |
| 5、わからない | |

◇問19 問18で「2、すぐに働きたいが、まだ就職活動を行っていない」または「3、将来働きたい」と回答した方におたずねします。

現在、就職活動をされていない理由は何ですか。（〇は2つまで）

- 1、病気、けがのため働けない
- 2、希望する、またはやりたい内容の仕事がない
- 3、知識・能力に自信がない
- 4、自分が何に向いているかわからない
- 5、希望する時間帯の仕事がない
- 6、家族の同意が得られていない
- 7、育児を行っているため
- 8、家族の介護・看護を行っているため
- 9、大学や専門学校等へ通っているため
- 10、学校以外で、進学や資格取得などの勉強を行っているため
- 11、急いで仕事につく必要がない
- 12、その他（具体的に)

◇問20 女性が仕事を持つことについて、あなたはどのように思いますか。（〇は1つだけ）

- 1、結婚や出産にかかわらず、仕事を続けた方がよい
- 2、結婚するまでは、仕事を続けた方がよい
- 3、子どもが生まれるまでは、仕事を続けた方がよい
- 4、子どもが生まれたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事に就いた方がよい
- 5、仕事に就かない方がよい
- 6、わからない
- 7、その他（具体的に)

◇問21 女性が生涯にわたり仕事を続けるために、どのような支援や改善が必要だと思いますか。
（〇は3つまで）

- 1、就職情報の提供・充実
- 2、再就職のための技能研修などの充実
- 3、子育て後などの再就職・再雇用制度の充実
- 4、女性が働くことに対する社会全般の習慣の改革
- 5、労働条件の改善（昇進・昇格など待遇格差解消等）
- 6、企業等における育児・介護休暇制度等の充実
- 7、多様な雇用形態（在宅勤務・時間短縮労働等）
- 8、家族の協力
- 9、保育・介護・家事の支援施設やサービス
- 10、その他（具体的に)

◇問22 仕事の面で、女性はどのような存在になっていますか。(〇は1つだけ)

- 1、仕事を最後までやり遂げる能力が、男性を上回る存在
- 2、仕事への意欲、体力等が男性に比べると上回る存在
- 3、女性と男性は対等なパートナー
- 4、仕事を最後までやり遂げる能力が、男性に比べ劣る存在
- 5、仕事への意欲、体力等が男性に比べ劣る存在
- 6、生理・妊娠・出産など仕事に支障を持つ存在
- 7、わからない
- 8、その他(具体的に

)

◇問23 男性も出産休暇、育児・介護休業を取得することができますが、このことについて、あなたはどのように思いますか。(〇は1つだけ)

- 1、男性も出産休暇、育児・介護休業を積極的に取るべきである
- 2、男性も出産休暇、育児・介護休業を取得することは賛成だが、現実には取りづらいと思う
- 3、育児・介護は女性がすべきであり、男性が休暇を取る必要はない
- 4、その他(具体的に

)

◇問24 問23で「2、男性も出産休暇、育児・介護休業を取得することは賛成だが、現実には取りづらいと思う」と回答した方におたずねします。

現実に取りづらい理由は何だと思いますか。(〇は2つまで)

- 1、過去に職場で取った男性がいない
- 2、職場に取りやすい雰囲気がない
- 3、仕事が忙しい
- 4、取ると仕事上、周りの人に迷惑がかかる
- 5、取ると人事評価や昇給などに影響がある
- 6、取ると経済的に困る
- 7、男性が取ることについて、社会全体の認識が十分でない
- 8、その他(具体的に

)

●子どもについて

◇問25 あなたは、子育てでどんなことが一番重要だと思いますか。

(〇は、「男の子」の1～9より2つまで、「女の子」の1～9より2つまで)

項目	「男の子」	「女の子」
a 家事能力	1	1
b 職業能力	2	2
c 礼儀正しさ	3	3
d 行動力	4	4
e たくましさ	5	5
f 優しさ	6	6
g 協調性	7	7
h 自立心	8	8
i 忍耐力	9	9

◇問26 あなたは、子どもの学歴はどこまで必要だと思いますか。

(○は、「男の子」の1～5より1つ、「女の子」の1～5より1つ)

項目	「男の子」	「女の子」
a 高等学校	1	1
b 専門学校	2	2
c 短大・高専	3	3
d 大学以上	4	4
e その他()	5	5

◇問27 あなたは、少子化が進む主な原因はどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

- 1、子育ての経済的負担が大きいため
- 2、仕事と子育てを両立するための環境が出来ていないから
- 3、結婚しない人が増えたから
- 4、結婚年齢が高くなったから
- 5、仕事を重視する男性や女性が増えたから
- 6、子育ての精神的、身体的負担が大きいため
- 7、子どもを欲しいと思わない人が増えたから
- 8、子どもの未来に不安があるから
- 9、子育てにより自由な時間が制限されるから
- 10、老後を子どもに頼ろうと思わなくなったから
- 11、子どもを育てる生活環境がよくないから
- 12、その他(具体的に)

◇問28 あなたは、子育てに必要な支援等はどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

- 1、出産・育児に対する経済的な支援の拡充
- 2、保育サービスの充実
- 3、出産・子育て後に再就職しやすい制度づくり
- 4、子育て中の柔軟な勤務形態の普及
- 5、児童クラブや地域の子育て支援の充実
- 6、父親が子育てに十分関わることのできる職場環境の整備
- 7、ひとり親家庭の支援
- 8、子育て中の専業主婦(夫)のリフレッシュのための支援
- 9、子育て中の悩み相談
- 10、子育て中の仲間づくり支援
- 11、その他(具体的に)

●介護について

◇問29 家族が寝たきりになった場合、家庭や施設で介護することになりますが、特に家庭での介護について、どのように対応したいと思いますか。(〇は1つだけ)

- 1、女性が介護した方がよい
- 2、女性にのみ負担させることは好ましくないが、現状ではしかたない
- 3、男性も女性と等しく介護すべきである
- 4、男性が介護した方がよい
- 5、その他(具体的に)

◇問30 あなたは、介護に必要な支援はどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

- 1、介護に対する経済的な支援の充実
- 2、介護サービスの充実
- 3、地域包括支援センターなど地域の介護支援の充実
- 4、介護中の柔軟な勤務形態の普及
- 5、介護者が十分関わることのできる職場環境の整備
- 6、介護者のリフレッシュのための支援
- 7、介護者の悩み相談の充実
- 8、介護者の仲間づくり支援
- 9、その他(具体的に)

●女性について

◇問31 次の「a～g」について、あなたはどのように思いますか。(〇はそれぞれ1つずつ)

項目	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない
a 「男は男らしく」「女は女らしく」という考え方	1	2	3	4	5
b 女性の幸福は、結婚にあるのだから結婚するほうがよい	1	2	3	4	5
c 女性が仕事を持つのは良いが、家事、育児はきちんとするのが当然である	1	2	3	4	5
d 結婚したら、子どもをもうけるのは当然である	1	2	3	4	5
e 女性は、結婚したら夫の姓に変えるのが当然である	1	2	3	4	5
f 結婚して子どもがいる場合、配偶者との関係が悪くても、離婚しない方がよい	1	2	3	4	5
g パートナーは同姓であっても受け入れられるべきである	1	2	3	4	5

◇問32 妊娠・出産を担う女性は、男性とは異なった体や心の問題に直面することがありますが、女性が生涯にわたり心身ともに健康であるために、どのようなことが大切だと思いますか。

(〇は3つまで)

- 1、ライフステージ(思春期、妊娠・出産、更年期、高齢期)に合わせた健康づくりの推進
- 2、成人以降のライフステージに応じた健康に関する情報や、学習機会の提供
- 3、自分の健康を保持促進するために、自ら運動を行う習慣をもつこと
- 4、妊娠・出産・避妊・中絶・性感染症などに関する情報提供
- 5、女性が性生活について、主体的・総合的に判断できる力を身につけること
- 6、医療機関での受診機会の少ない女性が、気軽に健康診断を受診できるような環境づくり
- 7、心身にわたる様々な悩みに対応する相談体制の充実
- 8、不妊に関する悩みを専門的に対応する相談機関の充実
- 9、学校における人権尊重及び健康の視点に立った性教育の実施
- 10、特にない
- 11、わからない
- 12、その他(具体的に

)

【ハラスメントについて】

◇問33 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)について

あなたの職場や地域社会などで、次のようなことを経験や見聞きしたことがありますか。

(〇はいくつでも)

- 1、「結婚はまだ?」「子どもは?」と聞かれる
- 2、胸、肩など、体に触られる
- 3、執拗(しつよう)につきまとわれる
- 4、人事など、処遇を条件に性的な誘いを受ける
- 5、プライベートや性的な噂を流される
- 6、接待や宴会などでお酌やデュエットを強要される
- 7、わいせつ行為などの性暴力を受ける
- 8、電車などで痴漢行為を受ける
- 9、職場にポルノ写真やヌードカレンダーを掲示される
- 10、上記1~9について経験や見聞きしたことはない
- 11、その他(具体的に

)

セクシュアル・ハラスメントとは!

意図するしないにかかわらず相手方が不快感や苦痛を感じる性的言動のことを言います。



◇問34 あなたは、今までマタニティ・ハラスメント（マタハラ）についての経験や見聞きしたことがありますか。（〇はいくつでも）

- 1、実際に受けたことがある
- 2、友人、知人などでマタハラを受けたことがある人がいる
- 3、実際はよく知らないが、テレビや新聞などで見聞きしたことがある
- 4、全く知らない

マタニティ・ハラスメントとは！

働く女性が妊娠・出産・育児をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産・育児などを理由とした解雇や雇い止め、自主退職強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いを意味する言葉です。

◇問35 あなたは、労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」（パワハラ防止法）が令和4年4月1日に改正されたことをご存じですか。（〇は1つだけ）

- 1、改正があったことを知っており、内容がどう変わったかも知っている
- 2、改正があったことは知っているが、内容がどう変わったかは知らない
- 3、改正があったことを知らない
- 4、パワハラに関する法律があったことを知らない
- 5、パワハラがなにか知らない

労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」（パワハラ防止法）とは！

■労働施策総合推進法（第三十条の二）

事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、その雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

令和2年6月1日に大企業に「改正 労働施策総合推進法」が施行されましたが
令和4年4月1日より、中小企業に対しても義務化されました。

つまり・・・

職場で行われる、①～③の要素を全て満たす行為が「パワーハラスメント」と定義されます。

- ①優越的な関係を背景とした言動
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

◇問36 労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」（パワハラ防止法）が改正されましたが、あなたの職場は、どのくらい意識して取り組んでいると思いますか。（〇は1つだけ）

- 1、よく取り組んでいる
- 2、まずまず取り組んでいる
- 3、あまり取り組めていない
- 4、全く取り組めていない
- 5、わからない

●ドメスティック・バイオレンス：DV（夫婦間・恋人間の暴力について）



ドメスティック・バイオレンス（DV）とは！

同居関係にある配偶者や内縁関係で起こる家庭内暴力のことです。近年では、DVの観念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を示す場合もあります。

◇問37 あなたはこれまでに、配偶者や恋人など親しい人間関係にある人との間で、次のa～eのようなことを受けたことがありますか。（〇はそれぞれ1つずつ）

項目	何度もあった	1、2度あった	まったくない
a 身体的暴力 たたかれる、なぐられる、けられる、物を投げつけられる、首をしめられる、刃物などでおどされる など	1	2	3
b 精神的暴力 無視される、大声でどなられる、人前でバカにされる、人格を否定されるような暴言を吐かれる、脅迫される など	1	2	3
c 性的暴力 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる、性的行為を強要される、避妊に協力してくれない など	1	2	3
d 経済的暴力 生活費を渡さない・使わせない、借金を強要される、「誰のおかげで生活できるんだ」など見下して言われる など	1	2	3
e 社会的暴力 外出を制限される 交友関係・電話やメールを細かくチェックされる など	1	2	3

*****問37で、a～eの項目全てで「まったくない」と回答した方は、問42へ*****

◇問38 問37で1つでも「何度もあった」または「1、2度あった」と答えた方におたずねします。

あなたは受けた行為について、誰かに打ち明けたり相談しましたか。（〇は1つだけ）

- 1、相談した 2、相談しなかった・できなかった

◇問39 問38で「1、相談した」と答えた方におたずねします。

あなたが相談した人（場所）を教えてください。（〇はいくつでも）

- 1、警察
- 2、配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所、消費生活・男女共同参画プラザ）
- 3、その他の公的機関（市役所の相談窓口など）
- 4、人権擁護委員、民生委員、自治委員
- 5、民間の専門家や専門機関（弁護士、被害者支援団体など）
- 6、医療関係者（医師、看護師、助産師など）
- 7、学校関係者（教員、養護職員、スクールカウンセラーなど）
- 8、家族や親せき
- 9、友人、知人
- 10、その他（具体的に _____)

◇問40 問38で「1、相談した」と答えた方におたずねします。

相談した結果、状況はどうになりましたか。(〇は1つだけ)

- 1、問題が解決された
- 2、よい方向に向かった
- 3、あまり変わらなかった
- 4、かえて悪くなった
- 5、状況は変わらなかったが、気持ちが楽になった
- 6、その他(具体的に)

◇問41 問38で「2、相談しなかった・できなかった」と答えた方におたずねします。

あなたが誰(どこ)にも相談しなかった・できなかったのはなぜですか。

(〇はいくつでも)

- 1、誰(どこ)に相談してよいのか、わからなかった
- 2、恥ずかしくて誰にも言えなかった
- 3、相談しても無駄だと思った
- 4、相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思った
- 5、加害者に「誰にも言うな」とおどされたから
- 6、相談窓口などの担当者の言動により、不快な思いをすと思った
- 7、自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った
- 8、世間体が悪いと思った
- 9、他人をまきこみたくなかった
- 10、他人に知られると、これまでどおりの付き合い(仕事や学校等人間関係)ができなくなると思ったから
- 11、そのことについて思い出したくなかった
- 12、自分にも悪いところがあると思った
- 13、相談するほどのことではないと思った
- 14、相手の行為は、愛情表現だと思った
- 15、相手と別れた後の自立に不安があった(経済的なこと、子どものことなど)
- 16、その他(具体的に)

◇問4.2 あなたは「おおいた性暴力救援センター・すみれ」を知っていますか。（〇は1つだけ）

- 1、支援などの内容まで知っている
- 2、聞いたことはあるが、支援などの内容は知らない
- 3、全く知らない

「おおいた性暴力支援センターすみれ」とは！



大分県が協力医療機関や臨床心理士、弁護士等関係機関と連携して設置する、性暴力被害にあわれた方への総合的な支援を行う機関です。

専門の相談員による電話や面接での相談のほか、被害にあわれた方の意見を尊重しながら、医療やカウンセリング、弁護士法律相談など必要な支援につなげています。

（詳細は、ホームページにて <https://oita-sumire.jp>）

○相談専用電話 097-532-0330

○相談時間 24時間365日

※夜間（20：00～翌朝9：00）、土日祝、年末年始はコールセンターが対応します

○相談は無料です



◇問4.3 性犯罪、売春、買春（援助交際を含む）、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為をなくすためには、どうしたらよいと思いますか。

（〇はいくつでも）

- 1、家庭で保護者が子どもに対し、人権問題や暴力を防止するための教育を行う
- 2、学校で児童・生徒・学生に対し、人権問題や暴力を防止するための教育を行う
- 3、職場などで、性別に由来する人権問題に関わる啓発を行う
- 4、地域で、防止のための研修会、イベントなどを行う
- 5、メディアを活用して、広報・啓発活動を積極的に行う
- 6、暴力をふるったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う
- 7、加害者への罰則を強化する
- 8、暴力を助長する恐れのある情報（雑誌、パソコンソフトなど）を取り締まる
- 9、被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす
- 10、被害者を発見しやすい立場にある警察や医療関係者に対し、研修や啓発を行う
- 11、その他（具体的に

●女性の参画や施策への要望等について

◇問4.4 自治会や町内会、PTAなどの役職、議員や行政委員への女性の進出が進まない原因は、どのようなことだと思いますか。（〇は3つまで）

- 1、男性優位の社会の仕組みや制度がある
- 2、女性は指導力が低いというような女性の能力に対する偏見がある
- 3、「女はでしゃばるものではない」という社会意識がある
- 4、女性の能力発揮のチャンスが男性と同じように与えられていない
- 5、女性の登用に対する認識や理解が足りない
- 6、男性になる方がいい（なるものだ）と思っている人が多い
- 7、地域の会長や政策決定の場に出られるような女性の有識者や人材が少ない
- 8、女性自身が役職に対する関心やチャレンジ精神がない
- 9、家族の理解、協力が得にくい
- 10、その他（具体的に

◇問45 あなたは、ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）について、どのように思いますか。
（〇は1つだけ）

- 1、さまざまな分野に男女が半分くらいずついるのがよいので賛成
- 2、女性に適した能力がある場合のみ賛成
- 3、女性には女性向きの、男性には男性向きの仕事や役割があるので反対
- 4、女性を優先的に進出させるのは、自由な競争を妨げる恐れがあるので反対
- 5、わからない
- 6、その他（具体的に

)

ポジティブ・アクションとは！



女性があまり進出していない分野、または男性があまり進出していない分野に、男女の実質的な平等を図るためそれぞれの優先枠を設けるなどし、男性も女性も等しく機会を与えるという考え方をいいます。

◇問46 あなたは、男女共同参画社会の実現のために、行政にどのようなことを望みますか。
（〇は3つまで）

- 1、資格取得のため「各種職能講座の実施」
- 2、職業訓練、就業情報の提供等、女性の「就業支援」
- 3、女性のための「相談業務の拡充」
- 4、保育・介護・家事「サービスや関連施設の充実」
- 5、男性の男女共同参画社会に対する「意識啓発」
- 6、女性の男女共同参画社会に対する「意識啓発」
- 7、学校教育における「男女平等教育の充実」
- 8、企業や事業主に対する「啓発活動」
- 9、育児・介護休暇制度の「整備・啓発」
- 10、政策決定の場への「女性の登用促進」
- 11、公聴会等による「行政への意見反映」
- 12、女性問題の「学習・研修の実施充実」
- 13、性的被害等を受けた女性への「カウンセリング」
- 14、暴力等被害から逃れるための「一次避難所」
- 15、男女共同参画づくりのための「拠点施設の整備」
- 16、その他（具体的に

)

● 「男女共同参画社会の実現に向けて」 ご意見やご要望について

◇ 「男女共同参画社会の実現に向けて」 ご意見やご要望などございましたら、以下の【自由欄】にご記入ください。

【自由欄】

◇ 以上で質問は終了です。お忙しい中、長時間にわたりアンケート調査にご協力、ありがとうございました。
ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、**令和5年10月20日（金）**まで郵便ポストへ投函してください。よろしくお願い致します。

【問合せ先】

〒871-8501 中津市豊田町14番地3

中津市総務部 人権・同和对策課

TEL：0979-22-1229（直通）

担当：吉岡、坪根